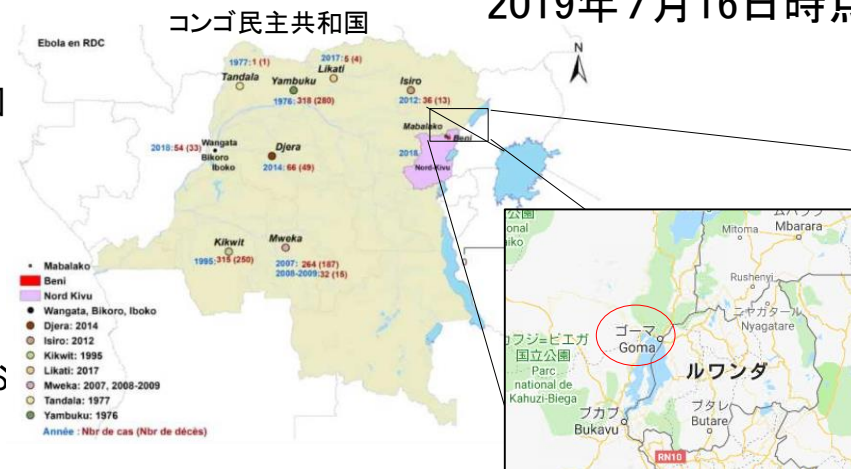


コンゴ民主共和国及びウガンダ共和国におけるエボラ出血熱の発生状況について

2019年7月16日時点

【概要】

- ・コンゴ民主共和国(旧ザイール)北東部の北キブ州において、同国10回目のエボラ出血熱が発生したことが、2018年8月1日(現地時間)に同国保健省及び世界保健機関(WHO)より発表された。
- ・2018年8月16日、WHO事務局長は、今回のアウトブレイクをグレード3(※)の危機と宣言した。
 ※一国内において、かなりの規模の対応が必要とされる公衆衛生上の事態が発生している状況(グレード3が最高値でありWHOの判断による)。
- ・同国保健省は、2019年7月13日までに、北キブ州とイツリ州の両州において、1,665名の死亡例を含む患者2,489名(うち確定2,395名)の発生を報告している。
- ・同国保健省は、2018年8月8日にエボラワクチンの接種を開始したと発表。2019年7月13日までに、161,400名がワクチンの接種を受けている。
- ・治療薬として承認されているものはないが、Zmapp、Remdesivir、REGN、mAb114、Favipiravirが、WHOの倫理に関する枠組み(未承認薬の緊急使用に関する監視)において、治療薬候補としてリストに挙げられている。
- ・2019年6月11日、ウガンダ共和国の保健省及びWHOは、同国内でのエボラ出血熱の発生を確認したと発表(2名の死亡例(6月13日時点))。その後、現時点まで、同国内において新規の患者発生の報告はなし。
- ・2019年7月14日、コンゴ民主共和国の保健省及びWHOは、北キブ州の州都ゴマでのエボラ出血熱の発生を確認したと発表。



【日本の対応】

- 厚生労働省は、一般国民に対し、HP等を通して注意喚起を行うとともに、2019年6月18日に以下の内容の事務連絡を発出。
 - ▷ 検疫所より、海外渡航者への注意喚起並びに帰国者及び入国者に対する自己申告の呼びかけ等を行うこと
 - ▷ 医療機関等に対し、当該地域への渡航歴のある方の診察を行う場合には、エボラ出血熱を念頭に置いた診療を行うこと
 - ▷ 国土交通省より、空港会社、航空会社、日本旅行業協会及び全国旅行業協会に参加している事業者を通して海外渡航者に対して注意喚起を行うこと